

建築主のみなさまへ

建築物の工事が完了した場合における 完了検査の受検について

建築主は、工事が完了した場合に完了検査を受けなければなりません（建築基準法第7条及び第7条の2）。完了検査は工事が完了した段階で、建築物が法令に基づいた安全なものであることを検査するもので、建築基準法関係規定に適合していると「検査済証」が交付されます。この検査済証は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証ですので、大切に保管してください。

検査済証を受けないと、融資を受けることができなかつたり、将来建築物を増改築や譲渡する場合に不利になることがあります。

完了検査は、富士見市の他、民間の指定確認検査機関でも受検することができます。

お問合せ先 富士見市建設部建築指導課
電話 049-251-2711(内線422)